

可児市 新型コロナウイルス感染症防止対策 施設運営及び市主催事業実施 基本指針  
(令和5年3月13日改訂版)

《趣 旨》

この指針は、岐阜県が示す「コロナ社会を生き抜く行動指針」（以下「岐阜県行動指針」という。）を補完するものであり、新型コロナウイルス感染症の脅威から、市公共施設を利用される市民の皆さん及び市主催事業に参加される市民の皆さん、そして、そのご家族やご友人、ひいては、すべての市民の皆さんの健康、命を守ることを第一の目的とし、施設を運営する施設管理者及び主催者として守るべき事項、施設を利用される市民の皆さんが注意する事項を定めるものです。

1 実施体制

- ① 施設内職員及び事業実施担当職員の中で、感染症防止対策の「対策実施責任者」を選任
- ② 感染症防止対策がきちんと行われているか確認できる簡易な「チェックリスト」を作成

2 施設管理

i 密集対策

- ① 利用者間の間隔確保
  - ・適切な間隔を確保すること。
- ② 入場制限
  - ・入退場時の人数の制限・コントロールの実施
  - ・ロビー等の共用スペースの机配置の変更、イス数の削減

ii 密閉対策

- ① 頻繁な換気
  - ・30分に1回以上、数分間の窓開け。2方向の窓開け
  - ・自動ドアの開放、換気扇の常時稼働 など

iii 密接対策

- ① 対面場面の遮断措置（アクリル板、パーティション等）
- ② 入場ゲートなど行列ができることが想定される際、列の間隔確保のための床サイン等の実施
- ③ 可能なかぎり、入口と出口とを分離し、密集場면을回避する

iv 衛生管理

- ① 手指の衛生
  - ・入口や施設内に手指消毒設備の設置
  - ・職員及び入場者の手指消毒の徹底
- ② 徹底した清掃・消毒
  - ・十分な清掃と多数の人が頻繁に触れる場所の特定と消毒の徹底  
(テーブル、イスの背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、PC、蛇口、手すり、エレベーターボタン等)
  - ・施設内供用部分の消毒実施個所の特定と実施時間、実施者を定めて実施
  - ・貸館の部屋内は、利用者に利用前後の消毒の実施依頼を徹底
- ③ 廃棄物対策
  - ・鼻水、唾液のついたごみはビニール袋に入れ密閉して持ち帰りを徹底
  - ・ごみ回収者は、マスクや手袋を着用
  - ・マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手洗いを徹底
  - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの徹底

### 3 施設利用者及び事業参加者にお願いする事項

- ① 利用者及び事業参加者に周知
  - ・マスク着用は利用者の判断に委ねることとする。（利用者の意思に反してマスクの脱着を強いることがないようにする）
  - ・発熱等症状のある者、陽性の者及び同居家族に陽性の者がいる者は、入場を控えるよう徹底
- ② 施設貸出及び事業実施にあたって
  - ・利用前後で手で触れる箇所の消毒の実施（消毒液等は施設側で貸出）
  - ・物販等、不特定多数の者が来場する場合は、密集が発生しないなど対策を徹底
  - ・入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、3密環境回避の実施
  - ・感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策の徹底
  - ・施設貸出及び事業開催にあたり注意すべき事項を記した書面を交付し、周知徹底を図る
- ③ 規模（利用人数・収容率等の制限）
  - ・施設の利用人数・事業参加人数・収容率等については、岐阜県行動指針の「3. イベント等について」に記載される基準等、それに基づく各種対応に従う

### 4 職員の対応

- ① 職員の対策
  - ・窓口及び市民と近距離で接する場合はマスク着用
  - ・外部の方に参加を依頼する会議は、参加される方の年齢等を勘案しマスク着用を判断すること。
  - ・手洗い・手指消毒の徹底
  - ・本人が発熱等症状のある場合、陽性の場合及び同居家族が陽性の場合は、休暇を取得

### 5 その他

- ① 感染症対策に向けた利用者への呼びかけ（掲示物、放送など）  
（適切な間隔の確保、手指消毒徹底、健康管理の徹底、チラシ「マスク着用の考え方」の周知差別防止の徹底等）
- ② イベントの開催を予定する場合は、岐阜県行動指針の「3. イベント等について」に記載される基準等、それに基づく各種対応に従う

◆ この指針は、令和2年6月1日から適用する。なお、市内外の状況により改定を行うものとする。

◆ この改定指針は、令和2年7月1日より適用する。ただし、6月15日から再開する施設・部屋においては同日から適用する。

◆ この改定指針は、令和2年8月1日から適用する。

◆ この改定指針は、令和2年10月20日から適用する。

◆ この改定指針は、令和3年12月1日から適用する。

◆ この改定指針は、令和4年6月1日から適用する。

◆ この改定指針は、令和4年10月17日から適用する。

◆ この改定指針は、令和5年2月6日から適用する。

◆ この改定指針は、令和5年3月13日から適用する。